

年金積立金管理運用業務の業務・システム最適化計画

2007年(平成19年)3月28日

年金積立金管理運用独立行政法人

第1 業務・システムの概要

1 業務・システムの現状

年金積立金管理運用独立行政法人(以下「管理運用法人」と略称)は、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)に基づき、厚生年金及び国民年金の給付の財源となる年金積立金の管理及び運用を担う組織として、旧年金資金運用基金の年金資金運用事業を引き継ぎ、平成18年4月に独立行政法人として発足した。

本最適化計画においては、管理運用法人が行う年金積立金の管理及び運用に関する業務(以下「管理・運用業務」と略称)並びにこれらに関連するシステムを対象とするが、その概要は、具体的には、次のとおりである。

(1) 資産構成割合の策定及び管理に関する業務

資産構成割合(以下「ポートフォリオ」と略称)の策定及び管理、運用環境等を踏まえたポートフォリオの検証及び見直しに関する業務

(2) 運用受託機関及び資産管理機関の選定及び管理に関する業務

運用受託機関構成の構築、運用受託機関の選定及び管理、資産管理機関の選定及び管理に関する業務

(3) 自家運用の実施に関する業務

有価証券の運用を自ら行う自家運用の実施に関する業務

(4) 年金特別会計との間の資金出入及び運用受託機関への資金配分等に関する業務

年金給付に必要な資金の確保に係る年金特別会計との間の資金の出入、厚生労働大臣からの寄託金の運用受託機関への配分、回収等に関する業務

- (5) 年金積立金の管理・運用におけるリスク管理に関する業務
指標とするポートフォリオと実際のポートフォリオとの乖離状況、預かり資産全体及び運用受託機関ごとの指標とするベンチマークと実際の収益率等の乖離状況の把握・分析等のリスク管理に関する業務
- (6) 年金積立金の管理・運用における情報開示等に関する業務
年金積立金の管理・運用の状況に関する定期的な情報開示及び国民からの問い合わせ等への対応に関する業務
- (7) 資産統合管理システム
上記(1)から(6)に掲げる管理・運用に関する業務処理の支援を行う基幹システムとしての資産統合管理システム

なお、本最適化計画の策定に先立ち、平成17年度に外部機関による業務・システムに係る監査及び刷新可能性調査を実施し、その結果を踏まえるとともに、情報統括責任者(CIO)補佐官の専門的知見を積極的に活用し、計画の策定を行った。

2 業務・システムの課題

管理運用法人の預かり資産額は既に100兆円を超え、公的年金積立金の運用組織の運用資産規模としては世界で最大の規模となっており、今後、預かり資産額の一層の増大が見込まれている。

一方、管理・運用業務に携わる管理運用法人の職員数は、他国の類似組織と比べて少ない状況となっており、世界レベルで見た場合の公的年金運用組織としては、運用資産規模に比して少数の人的資源で管理・運用業務を遂行していくことを要請されている。

今後見込まれる管理運用法人の事業運営環境の変化、平成17年度に実施した刷新可能性調査等の結果、さらに経営資源面での上記の要請等を踏まえると、今後取り組むべきと考えられる業務・システムの主な課題は次のとおりである。

(1) 預かり資産額増大への適切な対応

管理運用法人の預かり資産額は、約111兆円(うち市場運用分は約82兆円)(いずれも平成18年12月末時点)となっているが、平成20年度には年金特別会計からの財政融資資金への預託金の満期償還が終了し、年金積立金全額の管理・運用を管理運用法人が行う予定となっていることから、平成20

年度に向けて預かり資産額がさらに増大することが見込まれており、このような巨額の預かり資産の保全につき万全を期するための適切な対応が求められる。

(2) 年金特別会計に対する資金納付への適切な対応

今後、年金特別会計に対し、年金給付に充てる資金の確実かつ円滑な納付を行う必要性が見込まれることから、流動性の確保を図りつつ、預かり資産の管理・運用の一層の効率化を図ることが求められる。

(3) 管理・運用業務のデータの整備

管理運用法人が管理・運用業務を行う上で取り扱うデータは、その用途目的によって性格が異なるが、以下の組み合わせにより大別される。

- ① データ集約の基準日の別による日次と月次
- ② データ取得の頻度(サイクル)による日次と月次
- ③ データ還元のタイミング及びデータの精度の別による速報と確報

迅速な運用状況の把握のためには、日次基準データを日次サイクルで遅滞なく取得する必要があるが、現行の資産統合管理システムでは、このような対応がなされておらず、基幹システムとしての改善を図ることが求められる。

(4) 業務運営における一層の合理化・効率化の要請への対応

管理運用法人は、独立行政法人として、業務運営の効率化、これに伴う経費節減等を要請されており、ITシステムの有効活用等を通じ、上記(1)から(3)に掲げる業務の質の向上と、業務運営の効率化、経費節減等とを両立させることが求められる。

第2 最適化の基本理念

管理運用法人においては、「厚生年金と国民年金の給付の財源となる年金積立金をお預かりして管理・運用を行い、その収益を国に納めることにより、年金制度の運営の安定に貢献する」という、関係法令により課せられた使命を遂行すべく、「国民の皆様から信頼される組織」を目指し、「受託者としての責任の全う」、「年金積立金の安全かつ効率的な運用」、「効率的で透明な事業運営」を行うことを自らの運営理念として掲げ、事業運営に取り組んでいる。

今回の業務・システム最適化においては、このような管理運用法人の使命の達成及び運営理念の実現を図るため、「業務の質の向上」と「業務の効率化」を基本

理念とし、業務・システムについて、全般的な見直しを行う。

1 業務の質の向上

今後見込まれる預かり資産額の増大、年金特別会計に対する資金納付の要請等の事業運営環境の変化への対応の観点から、次の見直しを行う。

- (1) 預かり資産の保全に万全を期するための運用状況把握の即時性及び安全性・信頼性の確保
- (2) 安全かつ効率的な運用のためのリスク管理及びキャッシュマネジメント機能の充実を図るためのデータ取得及び利用方法の改善

2 業務の効率化

経営資源の有効活用及び経費節減の観点から、次の見直しを行う。

- (1) ITシステムの有効活用、外部委託の拡大及び共通化可能業務の集約による業務処理の効率化及び職員のコア業務への注力
- (2) ITガバナンスの確立による予算効率の高いIT投資の実施及び管理負担・経費の抑制

第3 最適化の実施内容

年金積立金の管理・運用業務に関する業務・システムについて、次に掲げる最適化を実施する。

これにより、平成21年度から、年間で約37百万円の経費削減及び約109百時間(約1,360人日)の業務処理時間短縮(いずれも試算値)の効果が見込まれる。

1 データ受領方法の改善

資産管理機関等からのデータ受領のネットワーク化、運用データの日次サイクルでの受領等により、業務効率の向上及び運用状況把握の即時性の向上を

図るとともに、厳重なセキュリティー対策により安全性を強化する。

- (1) データ受領方法のネットワーク化
磁気テープ、CD-RW等の情報記録媒体によるデータ受領について、厳重なセキュリティー対策を施した上でネットワーク化を図る。
- (2) 日次基準の速報データの受領による業務効率化
日次基準の速報データを日次サイクルでシステムに取り込む仕組みを構築することにより、運用状況把握に係る職員の作業負担を軽減するとともに、事務ミス発生防止を図る。

上記の実施により、年間で約6百万円の経費削減及び約10百時間(約120人日)の業務処理時間短縮(いずれも試算値)の効果が見込まれる。

2 データ標準化作業の効率化

資産管理機関等から受領するデータの正確性、整合性及び正当性の確保、エラー発生時のデータ修正業務等のデータ標準化作業について外部委託を推進し、職員がコア業務に注力できるよう、業務の効率化を図る。

- (1) データ標準化作業の外部委託
資産管理機関等から受領するデータの標準化作業の外部委託を推進する。
- (2) 受領データ仕様の統一
日次基準の速報データの受領に関し、外部委託運用及び自家運用を通じ、管理運用法人が定義する月次基準での速報データと同様の仕様とすることにより、データベースの運用管理の簡素化・効率化を図る。

上記の実施により、年間で約14百万円の経費削減及び約44百時間(約550人日)の業務処理時間短縮(いずれも試算値)の効果が見込まれる。

3 データの一元管理等による情報利用の高度化

運用データ及び市場情報データをデータベースに一元的に蓄積・管理するとともに、検索機能の利便性を高めることにより、業務の効率化を図る。

(1) 運用データの一元管理

標準化作業済みのデータをネットワークにより受領する仕組みを構築し、管理・運用業務に必要な基礎データの一元管理を図ることにより、職員が個別に管理している補助元帳としてのデータベースを廃止し、事務ミスが発生防止及びデータベース作成の集中化による業務効率の向上を図る。

(2) 市場情報利用の高度化

運用データに加え、情報提供事業者から提供される時価、銘柄属性情報等の市場情報をデータベース化し、情報検索時の利便性の向上を図る。

(3) 検索機能の改善

データの検索に関し、ユーザーの必要に応じ、業務プログラムの修正を伴わずシステム定義の変更等に対応できるよう、柔軟性の高いツールを導入することにより、業務効率の向上を図る。

(4) リスク管理パッケージソフトウェア等とのデータ交換機能の改善

データベースに蓄積されたデータとリスク管理パッケージソフトウェア等とのデータ交換機能の改善により、リスク把握の迅速化を図る。

上記の実施により、年間で約16百万円の経費削減及び約50百時間(約620人日)の業務処理時間の短縮(いずれも試算値)の効果が見込まれる。

4 経理業務との情報交換の強化

管理運用法人の経理業務に必要な管理・運用業務に関するデータをデータベースに蓄積し、経理部門に必要とされる形式で出力できる仕組みを構築することにより、業務効率の向上を図る。

これにより、年間で約2百万円の経費削減及び約6百時間(約70人日)の業務処理時間短縮(いずれも試算値)の効果が見込まれる。

5 現行基幹システムの再構築

現行の基幹システムである資産統合管理システム(平成10年度に導入)について、同システムのライフサイクルを勘案の上、情報セキュリティの要求水準高度化への対応能力、預かり資産額の増大や管理対象項目の増加に伴う処理能力不

足等の課題が顕在化しつつあることも踏まえ、これらの課題を解消するとともに、上記1から4に掲げる最適化を達成するため、次のとおり、再構築を図る。

(1) 再構築後の新システムの概要

① 主要機能

新システムにおいては、ポートフォリオ管理データベース、市場情報管理データベース等を設け、基礎データの履歴を一元管理するほか、検索機能、データ交換機能の改善等により、基礎データの一層の有効利用を図る。

② ユーザーインターフェイス

各職員は、管理運用法人が一元管理する標準化作業済みの基礎データを新システムを介して利用する。

基礎データの検索は、ユーザーの必要に応じ、業務プログラムの修正を伴わずシステム定義の変更等で対応できるよう、柔軟性の高いツールを導入する。

新システムの利用者には、担当業務毎に適切なアクセス権限を付与し、セキュリティ水準の向上を図るとともに、資産管理機関等外部からのデータ受領については、厳重なセキュリティ対策を施した上でネットワーク化を図る。

③ アプリケーションインターフェイス

リスク管理パッケージソフトウェア等の他のアプリケーションとデータ交換を行うためのインターフェースは、プラグイン・プラグアウトを容易にするため、できる限り汎用性を確保したものとするとともに、各アプリケーションの更改時等にプログラム変更を伴わずシステム定義の変更等で対応できるよう、柔軟性の高いミドルウェアの導入を図る。

(2) 現行システム再構築に当たっての留意事項

① 安全性・信頼性の確保

最新技術動向等を十分に調査するとともに、平成20年度に主たる事務所の移転が予定されていることも踏まえ、業務効率化、セキュリティ確保、業務継続性等の観点から、以下の事項について費用対効果に優れたシステム構成とする。

- ・ 記録媒体によるデータ授受の廃止及びネットワーク化
- ・ 標準化作業済みデータ受領のための拠点間回線(WAN)の設置
- ・ 回線も含めた機器構成の二重化
- ・ 大規模災害も想定したバックアップサイト対策の見直し

② 調達における透明性の確保

既の実施しているハードウェアとソフトウェアの分離調達に加え、本最適化におけるシステム調達にあたっては、競争性と透明性を確保する方式で実施する。

併せて、各府省における行政効率化推進計画に準じ、複数年次にわたるシステム調達については、複数年契約により実施する。

6 ITガバナンスの充実・強化

最適化の実施に際し、以下の体制整備等により、ITガバナンスの充実・強化を図る。

(1) 情報システム委員会の有効活用

管理運用法人全体のIT投資の最適化を図るプログラムマネジメント、個別IT調達のプロジェクトマネジメントを審査・確認する機関として、既設の情報システム委員会を有効に活用し、ITガバナンスの充実・強化を図る。

上記のプログラムマネジメント及びプロジェクトマネジメントに際しては、達成目標及び成果物を明確にした上で定期的な評価を実施し、次期の計画、実行に反映させるPDCA(Plan・Do・Check・Action)サイクルの確立を図る。

(2) ガイドラインの整備

システムの企画、開発・保守、及び運用、管理に関し、プロセス、成果物及び達成基準を標準化したガイドラインを作成し、これに沿った継続的な改善活動を行うことにより、システム部門の生産性の向上及び業務品質の確保を図る。

特に、開発・保守においては、最適化ガイドラインに記載されるプロジェクト管理手法に準拠し、管理目標の精緻化、具体的な計数管理を実施する。

また、システムの運用に関しては、サービスレベル合意書(SLA)の導入により、効果的な管理の実現を図る。

(3) 情報セキュリティー体制の整備

政府機関の情報セキュリティー対策における政府機関統一基準を踏まえ、管理運用法人の業務・システムに即した情報セキュリティー管理基準等を策定し、情報セキュリティー水準の向上を図る。

情報セキュリティー水準向上の推進においては、実施手順の詳細化と具体化を図るとともに、定期的な監査、教育等の実施を通じ、職員の情報セキュリテ

ィーに対する意識の向上を図る。

(4) システム部門の体制整備及び職員のITリテラシーの向上

外部委託先も含め、システムの企画、開発・保守及び運用・管理に関する組織の役割と責任を明確化する等、システム部門の体制整備を図るとともに、職員のITリテラシー向上のための各種研修を実施する。

第4 最適化工程表

本最適化計画に基づき、今後開発・運用するシステムについては、別紙1の工程表に基づき検討を行い、実施する。

第5 現行体系及び将来体系

現行体系及び将来体系は、別紙2及び3のとおり。